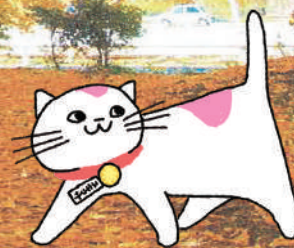




愛知

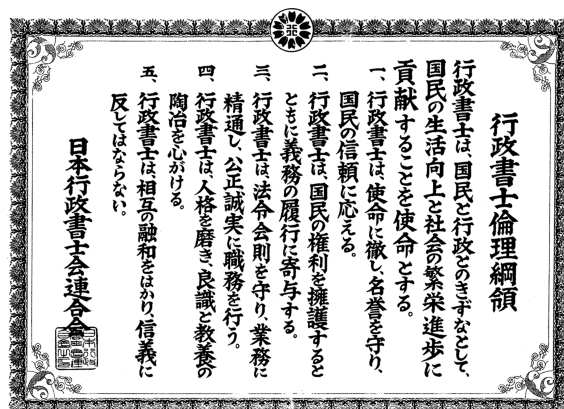
- 愛知県行政書士会令和2年度 第70期定時総会
- 令和2年度 日本行政書士会連合会 定時総会報告
- 令和2年度 日本行政書士会連合会 中部地方協議会定時総会



70th
ANNIVERSARY

目次

山を歩く。……………	常務理事 矢澤 あや子…	1
愛知県行政書士会令和2年度第70期定時総会……………		2
令和2年度日本行政書士会連合会定時総会報告……………		3
令和2年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会……………		3
不動産に関わる業務手続きについての研修……………		3
父に対する認知の訴え……………	元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作…	4
お知らせコーナー 会員名簿について（お知らせ）……………		7
ライブラリ研修動画一覧……………		8
ライブラリ研修申込書……………		10
業務相談会のお知らせ……………		11
業務相談会申込書……………		12
会員訪問記（中央支部 亀井 直美会員）……………	会報委員 梅村 晃士…	13
支部だより……………		14
事務局だより……………		18
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他……………		20
コスモスあいちコーナー……………		26
あとがき……………		27



山を歩く。

常務理事 矢澤 あや子

「いまこの1秒の集積が1日となり、その1日の積み重ねが1週間、1ヵ月、1年となって、気がついたら、あれほど高く、手の届かないように見えた山頂に立っていたというのが、私たちの人生のありようなのです。」という言葉があります。

私は子どものころ、父が大の山好きであったため、休みといえば山登りばかりでした。3歳で八ヶ岳、小学校2年生で剣岳、3年生で富士山、など夏は登山、そして冬から春は乗鞍で山スキー。スキー板を担いで登ること数時間、山頂から滑り下りるのは一瞬。何年もそうして過ごしてきました。当時、幼い私が登山に連れて行かれた理由は明白でした。兄2人が小学校にあがったタイミングでどうしても山に連れて行きたかった父は、私一人を家に置いておくわけにもいかず、行ってしまえばなんとかなるだろう、となかば無理やり連れていったわけです。

確かに行ってしまえば帰るわけにもいかず、一人登らないなんていう選択もなく、登りました。今残っている記憶は、とりあえず登ったこと、そして苦しかったこと、です。

中学生になった頃には、登山なんて何一つ楽しくないと感じていたため、一人でいられるからと父と山へ行くことはなくなりました。もう一生山登りをすることはないだろうとさえ思っていました。

ところが今になって、ふと山に登りたくなったりするのです。アルプスとまではいきませんが、近場の山に足を運んでみたりして。幼いころにはわからなかった山道の景色のきれいさや、山頂へたどり着いた時の高揚感、苦しいと感じることを味わえることなどを楽しめる自分がいることに気づきました。

私にとって幼少期の山登りの経験は、当時こそただの経験でしたが、日を積み重ね年月を積み重ねていくうちにどこか自分の中の一つの大切な形のようなものになっていたのかもしれない。

この初夏、久しぶりに父と山に登りました。設楽町にある「岩古谷山」という1時間程度で登れるちょっとした山です。登る前は簡単に登れる山と聞いていたので安易な気持ちで軽装で向かいました。し

かし父との登山はやはりそんな普通のものではありませんでした。到着するやいなや通常の登山道には目もくれず、全く人が歩いていないただ山の中の道なき道を進みました。道中ふと横を見ると絶壁で足場を間違えたら転落するような、また湿った足元はいつ滑り崩れてもおかしくないような状況。極めつけには大量の山ヒルに襲われる始末（さすがにこれは父も予想していなかったらしいのですが）。こんな状況のなか進むこと一時間。ようやくたどり着いた山頂で父が一言。「楽しいだろ？でも素人にはこの山道は案内しない、山を嫌いになるから。」と。私は幼少の頃からその思いをずっとしてきたんだが…と心の中で思いつつ、父の娘であることを強く感じました。

山から、そして父から学ぶことはまだまだ多いです。こんな低山でも父はそこそこの荷を背負って登ります。山頂で荷をおろし、コンロを取り出しコーヒーを沸かし始めました。荷の中は、救急処置セットや非常食に始まり、簡易テントまで入っています。備えあれば…という言葉のごとく、父もまた山での多くの経験の積み重ねにより今があるのだと思います。

前を歩く父の背中、昔と変わらず大きく頼もしかったです。その背を追いながら、その背に追いつきたいとか超えたいとかそんな感情は全くなく、何年先もこの背をみながら父と山を歩きたいと感じました。

行政書士の仕事をしていると、実に色々なできごとに出会えます。未熟で悩むことも多いです。どうにも案件に入り込みすぎてしまうこともあります。しかし、私は山頂にたどり着ける方法があることを知っています。私の前を歩いてきた方々がいることを知っています。

まずは自分にできることを積み重ねていこうと思います。多くを学び、自分にとっての備えを持ち合わせていきたいと思います。私の前を歩き、道をつくってくださった先人の方々の背をみながら。

愛知県行政書士会令和2年度 第70期定時総会

日 時 令和2年5月29日(金)

午後1時～2時30分

場 所 キャッスルプラザ4階 鳳凰の間



令和2年度第70期定時総会を、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来賓によるご祝辞等の式典については中止とし、開催時間の短縮及び会員の来場についても可能な限り少人数にとどめるなど、通常とは異なる開催方法にて行いました。

暫時休息の後、正副議長（議長：知多支部 山本博信会員、副議長：一宮支部 和田彌一郎会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（西北支部 吉川明宏会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（尾張支部 鈴木里佳会員）より説明がありました。

定足数の確認

令和2年5月29日現在の個人会員数3,069人

委任状を含んだ出席者数1,887人

（定時総会出席者数81人 有効委任状数1,806人）

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に名古屋支部 大内田健太郎会員、尾張支部 小川弘美会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第1号議案 令和元年度事業経過報告

提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 令和元年度会計決算承認の件

提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 令和2年度事業計画（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第4号議案 令和2年度会計予算（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第5号議案 令和3年度暫定予算（案）承認の件

提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。

例年であれば、定期大会終了後に懇親会を開催するところですが、前段の記載にもありますとおり、コロナウイルス感染拡大防止のため、本年度は中止としました。

ちょっとひと息 「著作権」

Q 共同著作物の場合、利用許諾手続で注意すべきことはありますか。

A 著作権者が複数の場合、原則として、すべての著作権者から了解を得なければなりません。

通常の場合、著作者は同時に著作権者でもありますから、共同著作物についても、複数の著作者が著作権を共有しており、利用の許諾（著作権の行使）に当たっては、全員の合意が必要です（第65条第2項）。もっとも、著作権法では著作権を代表して行使する者を定めることができるとされていますから、代表者が定められているときは、利用者はその代表者と利用許諾の手続きを行えばよいことになります（第65条第4項）。

出典：文化庁HP「著作権Q&A」より

令和2年度日本行政書士 会連合会定時総会報告

日 時 令和2年6月23日(火)～令和2年6月26日(金)

日本行政書士会連合会の令和2年度定時総会は、新型コロナウイルス感染防止対策により、書面決議により以下の議案の賛否をとることとなりました。

- 第1号議案 令和元年度事業報告
- 第2号議案 令和元年度決算報告
- 第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)について
- 第4号議案 令和2年度事業計画(案)
- 第5号議案 令和2年度予算(案)
- 第6号議案 役員(理事)の補欠選任について

令和2年6月23日から25日の集計結果によると、代議員定数244名の内229票の表決票の提出があり、すべての議案について過半数の賛成(第3号議案については3分の2以上の賛成)にて可決されました。

令和2年度日本行政書士会連 合会中部地方協議会定時総会

日 時 書面決議スケジュール

- 令和2年5月13日(水) 議案書の送付
- 令和2年5月27日(水) 各議案への質問、意見・要望受付期限
- 令和2年6月3日(水) 質問、意見・要望への回答
- 令和2年6月4日(木) 書面決議書受付期限
- 令和2年6月5日(金) 採決結果報告

日本行政書士会連合会中部地方協議会の令和2年度定時総会は、新型コロナウイルス感染防止対策により、書面決議により以下の議案の賛否をとることとなりました。

- 第1号議案 令和元年度事業概要報告の件
- 第2号議案 令和元年度決算報告承認の件
- 第3号議案 令和2年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和2年度予算(案)承認の件

令和2年6月5日(金)に採決がなされ、構成員35名全員の賛成にて、すべての議案が可決されました。

不動産に関わる業務手 続きについての研修

土地利用部 山岡 幹雄

日 時 令和2年7月13日(月)

午後2時～4時30分

場 所 愛知県行政書士会 3階会議室

参加者 22名 ライブ視聴者数 97名



定刻に矢澤あや子土地利用部長の司会により市川雅敏副会長の挨拶後、高田大覚講師の研修が始まりました。不動産業者と行政書士との関係については、不動産業者の仲介により行政書士、司法書士、家屋調査士等の関係により売主、貸主と買主、借主の契約が成立する、その時、行政書士がどのように関わるかについて、また相続されていない土地は遺産分割協議書の作成とその土地の利用がどのような法律により処分が出来るかについては農地法、都市計画法などの許可が必要になり行政書士のアドバイスにより取引が成立する。そして、不動産業者の取引説明と取引業務の相談から決済までの売主と買主との面談から物件の引渡しまでの説明と不動産の種類に基づき具体的な事例により説明を行なった。つづいて、本多証一講師による生産緑地について、生産緑地をどのようにしたら解除できるのかの説明がありました。

特定生産緑地制度の概要と名古屋市緑政土木局都市農業課の資料による説明があり多くの自治体が生産緑地が1992年(平成4年)の指定から30年後が2022年(令和4年)により特定生産緑地の指定手続きの検討が必要と話がありました。

最後に質疑応答の時間を設け研修を終了しました。

今後も土地利用部では会員の皆さんが参加できる研修会を開催してまいります。

父に対する認知の訴え

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

1 概要

今回は、認知訴訟について、少し判例も交えて紹介しましょう。

(1) 認知訴訟

人事訴訟法では、認知の訴えの原告・被告、死亡した場合の原告・被告および出訴期間につき規定が用意されている（人訴42条）。今回は、被告となる男性が生存している場合を取り上げておこう。

(2) 認知の訴えの法的性質

嫡出でない子と、父母との間に法律上の親子関係を生じさせるには、認知（任意認知または認知判決）を必要とする（民779条・787条など）。合憲性も問題とされるが、認知の訴えの性質論については、形成の訴えと解するのが今日の通説・判例といえる（最判昭29・4・30民集8・4・861）。

考え方の違いは、①別訴で父子関係の存在を前提問題として主張することができるか否か（併合訴訟という手続上の工夫により実質的な差は小さいともいわれる）、②形成訴訟説の下では「認知（意思・判決によるそれ）」という手続によらないと父子関係が発生しないので、大雑把に言えば、相対的に意思を尊重する考え方につながる（内田『親族』2004年、198頁）。

(3) 出訴要件と証明

1) 誰が当事者となるのか

法定代理人と子の意思との関係も問題となり得るが、現実の事件としては余り生ずる問題ではないであろう（内田『親族』200頁参照）。

まず原告からみよう。子（その直系卑属は子の死亡後のみ提訴が可能、通説）が原告となる（民787条）。子が幼いことが少なくないので、通例は母が子を法定代理することが多いであろう。理論的には、子に意思能力があれば、法定代理人の同意がなくとも、子が単独で訴えを提起することができる。意思能力の基準となる年齢については議論があるが、個別に

判断する以外にないであろう。

他方、認知請求が認められる子は、原則として法律上の父の存在しない子である。ゆえに、例えばすでに他男により任意認知されている子は、現存する任意認知の無効が確定された後でないと、血縁上の父に対する認知請求は許されない（例：東京地判昭56・7・27判時1029・100）。また、婚姻後200日以内の出生子は、嫡出推定は受けないが嫡出子と扱われるので（判例の見解）、このような子からの認知請求も、許されないことになる。もっとも、「推定の及ばない子」にあっては、事実上の父に対する認知請求が、実務上、認められている（最判昭44・5・29民集23・6・1064）。

ついで被告であるが、通例の場合、被告は父である（旧法29条の2をも参照）。父がすでに死亡している場合には、検察官を被告とする（死後認知、人訴42条1項）。訴訟の受継や、子が訴訟の係属中に死亡した場合については、特則（人訴42条2項・3項）が用意されている。

2) 証明の内容

通常の場合においては、請求が認容されるかどうかは、父子関係の存在の証明および証明の評価いかんによる。まず、内縁中懐胎子の場合には、民法772条の推定が内縁中懐胎子にも類推適用され、特段の事情のない限り、子は、内縁の夫の子と推定される（最判昭29・1・21民集8・1・87ほか多数）。したがって、内縁の夫の子でないと主張するには、特段の事情を、内縁の夫側が主張・立証すべきことになる。

つぎに、内縁中の懐胎子ではない場合にあっては、一連の最高裁判所判決により、つぎの結論が導かれている。①性関係の証明、②血液型が背馳（矛盾）しないことの証明、③疑父に父らしい言動がみられる、などの事実の証明が必要とされる。この証明方法には議論がありうるが、議論が拡散するので、こ

ここでは立ち入らないでおこう。

他方、「複数交渉」の場合、すなわち懐胎期間中に、女性（子の母）が、複数の男性と性交渉し懐胎・出産した旨が証明された場合の扱いについては、最高裁判決が存在しない。ドイツやスイスでは、「相対的蓋然性決定方式」を採用し、より父の蓋然性の大きい男を父とする規定を設けている（松倉『血統訴訟論』1995年、125頁以下参照）。性意識の変化とともに、今後はわが国でも複数交渉というパターンが登場することが予測される。規定の制定に向けた議論が必要であろう。

3) 訴えの利益が必要

あまり長い期間が経過していれば、認知請求が権利濫用を構成するのではないか、という形で問題とされる。生存中の認知の場合であれば、適法に出訴された認知請求であれば、常に訴えの利益が存すると解されている。例えば、疑父が生存していれば、子の出生後、長期間経過していることのみを理由として、出訴が権利濫用で、出訴は違法であると主張することは認められない（裁判例多し）。

しかし、凍結精子を用いた体外受精による出生子からの（死後）認知請求について、最高裁判決が登場している。死亡した男性の凍結精子を用いて体外受精を行い出産した事例である。子が死亡した男性の子であることを認めるように求めた訴訟において、最判平18・9・4（民集60-7-2563）は、父親の死後に妊娠した子との親子関係は民法に規定がなく、法律上の親子関係は認められない、と帰結した。

原審（高松高判平16・7・16民集60・7・2604は、認知請求を適法という）を破棄したものである。その理由として、①現行の民法が父の死後に妊娠した子を想定していないことは明らかである、②生まれてきた子は養育や扶養は受けられず、相続人にもなれない。さらに、③本件のような子からの死後認知については、生命倫理や子の福祉、社会一般の考え方など多角的な観点から検討した上で、親子関係を認めるか否かは立法によって解決されるべき問題、と結んでいる。なお、法務省の「中間試案」（2003年7月15日公表）でも、このような子につき、認知禁止の方向での提案がなされている。

(4) 判決が確定すれば

1) 認容判決の場合

訴えられた認知請求が棄却された場合、当該事件については、請求された認知請求権が存在しないものと扱われることになる。

認知を認容する判決が確定すれば、子と疑父（通例は被告男性）との間に、法律上の父子関係が形成される。判決後の手続として、訴えを提起した者（通例は子またはその法定代理人）は、判決の確定したあと10日以内に、判決の謄本を添付して、区役所などに届け出ることを要する。もし認知判決と矛盾する戸籍の記載があるときは、認知判決に基づいて戸籍の訂正（戸籍116条）を申請することになる。

第三者は、認知判決に対して、反対の事実を主張することができるだろうか。認知判決が正当な当事者間で確定している以上、再審の訴えを提起する場合を別として、第三者は、認知無効の訴えを提起することはできないものとされる（最判昭28・6・26民集7-6-787）。

2 認知請求権の放棄は有効か

(1) 議論の対象

論点を明確にするために、ここでは男性（疑父）から、子の（裁判）認知を訴求する権利につき、その放棄を迫る場合のみを扱う。ヨーロッパ諸国では殆ど論じられていないようであるが、わが国では古くから議論されており、なお新しい問題である。

(2) 出訴障害

特別養子制度が登場した結果、認知請求をできない場面、すなわち「出訴障害」が生じる。その結果、認知訴訟の方法による実親子関係発生の道が断たれることになる。したがって、金員の授与後、子が特別養子とされたような場合には、「出訴障害」が生ずるという意味で、結果的にはあるが、認知請求権放棄を認めるのに等しい効果が生ずることになる。この場面では、特別養子に同意した父母が同意権者と扱ってよいか、という問題が生ずるが、本稿ではこれには立ち入らない。

(3) 裁判所の見解

裁判所の見解は、大審院・最高裁を通じて、一貫

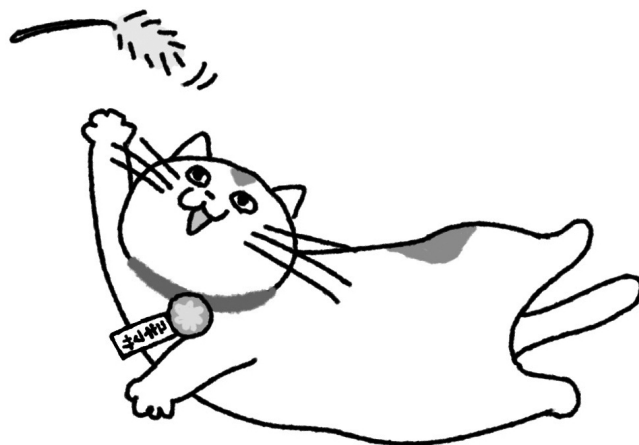
して認知請求権放棄（契約）に法的拘束力を認めていない。つまり、放棄の約束は無効というのである。

まず、この問題のリーディングケースとされる大判昭6・11・13（民集10-1022）では、2度にわたる金銭の付与、すなわち初めは子の母に2500円、さらに、およそ十年後に非嫡出子Xが成人してから子自身に対しても4万円をそれぞれ付与し、その際、認知請求権放棄の約束がなされていた。にもかかわらず、非嫡出子Xが父Y男を相手として認知訴訟を提起した。原審で敗訴したY男は上告し、上告理由として2点を主張した。いわく、①原判決は親族法上の身分権は放棄できないというが、「公益ニ反セサル場合〔であれば〕……一般ノ権利抛棄ト同一ニ其ノ効力ヲ認メサルヘカラス」（すなわち放棄も有効）、②金銭を受け取った上認知請求をしない旨の約束をしておきながら、この約束に違背して認知を求めるのは、一種の詐欺的行為であり、もし認知請求を許容するならば、このような「詐欺的行為ヲ〔裁判所が〕是認スルコトニ帰着」することになる、ゆえに、Xの請求は権利濫用である、と。

その後、最判昭37・4・10（民集16・4・693）でも、「認知請求権は、その身分法上の権利たる性質およびこれを認めた民法の法意に照らし、放棄することができないものと解するのが相当である」と断ずる。

裁判所の見解は、つぎのように要約することができる。これら判決をみれば、上級審での裁判所の考え方は、放棄無効説で確立していることが知れるであろう。つまり、放棄は許されない。ゆえに放棄契約は無効、との結論を維持している。米倉教授の評価によれば（米倉明・家族百選〔第5版〕85頁）、特殊事例（大判昭14・5・20民集18・547）を例外とすれば、下級審裁判例を含めて、殆どすべて放棄無効説で統一している。

参考文献 下記のほか、本稿の直前の稿で示した文献を参照されたい。拙著・血統訴訟論、一粒社、1995年。



お知らせコーナー

重要

会報9月号

会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会 総務部

1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましては、以下のとおり掲載を予定しております。

- (1) 掲載日 令和2年9月1日（予定）
- (2) 掲載場所 本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿

2 冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX（052-932-3647）または郵送にてお申し込みください。お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、先着100名様限定となっておりますので、お早めにお申し込みください。

- (1) 配付時期 令和2年10月上旬（予定）
- (2) 配付方法 郵送（送料は会員負担）

令和2年度会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

支部

会 員 名

（会員番号【3～4桁】：

）

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和2年7月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2. 23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6	建設環境部	530	H28. 8. 31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×
7		531	H28. 9. 27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
8		555	R 1. 9. 26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
9	運輸交通部	551	H29. 1. 23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
10	国際・私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
11		467	H25. 2. 13	国際業務初心者向け研修会 （初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	○
12		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
13		486	H26. 2. 21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
14		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
15		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
16		509	H26.12.25	はじめての国際法 1	○	○
17		510	H27. 2. 18	はじめての国際法 2	○	○
18		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
19		521	H28. 1. 28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
20		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
21		528	H28. 4. 25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
22		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
23		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
24		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
25		542	H30. 3. 19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
26	国際・私法部	547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
27		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
28		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
29		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
30		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
31		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
32	土地利用部	516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	○
33		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	○
34		527	H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○
35		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○
36		533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○
37		538	H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○
38		544	H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	○
39		545	H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
40		548	H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○
41		550	H31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○
42		552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
43		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
44		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
45	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
46		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
47		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
48		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
49		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
50		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×

ライブラリ研修申込書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL () —	
	メールアドレス		FAX () —	
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>
の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日
時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 毎月第2水曜日
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 毎月第2水曜日
時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

令和2年9月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



中央支部：亀井 直美会員

会報委員 梅村 晃士



今回の訪問記では、後述もしますが、中央支部副支部長として活躍される亀井直美会員のお話をうかがいました。

まずは開業のきっかけと主な取り扱い業務について伺いました。

亀井会員はもともと補助者として事務所を探していたそうですが、飛び込みで入った事務所の先輩行政書士から個人開業を勧められたのが始まりだそうです。主な取り扱い業務は特殊車両通行許可申請をメインに事務所を運営しているとのこと。「出力する書類がとても多いので、行政書士事務所というよりも印刷所と化していますが」とおっしゃいながらも、一番初めに受けた大口の依頼がこの申請だったそうで、業務量が膨大で煩雑な業務案件ではあったものの、それを上回る好奇心とやり遂げた後に大きな達成感を得られたことからこの業務をメインにしているとのことでした。

そんな先輩行政書士の事務所に飛び込みで入ったり、膨大な業務をエネルギッシュに務める亀井会員ですが、現在中央支部の副支部長としてもご尽力されています。会員となってまだ日の浅い私にも丁寧な物腰で話を聞いて下さったり、懇親会で若手の話を親身に聞きながらアドバイスを送っていたり、役員会では的確できめ細やかに物事を進めていく様を見て、支部会員からの信頼も厚い印象を受けています。

次に亀井会員が業務をする上で心掛けていること

についてお聞きしたところ、『お客様の真の要求』を見極めることだとおっしゃいました。それを踏まえて、お客様との面談の中で行間を読み取り、ご要望の頭0.5個上の仕上がりを提供できるように心掛けていたとのことでした。「それと同時に自己満足にならないように気を付けています。」と謙遜されていますが、コミュニケーションを大切にしながら支部の会務に臨まれている姿勢を見ていて、業務でもお客様一人ひとりと誠実に向き合いながら丁寧に面談され、真の要求に応えていく姿が伝わってくるようでした。また、ずっと名古屋が生活拠点であることもあり、この業務のお客様が意外と前職場など色々つながっていることも多いそうで、改めて「個人事業主といっても、色んな人とのつながりの上で成り立っているし、またそういったつながりを大切にしていきたいと常々考えています。」ともおっしゃいました。

亀井会員は名前の由来でもある「素直であれ」を銘とされているそうで、この教えを守れるようにも心掛けていたとのことですが、亀井会員の笑顔や接しやすさ、安心感と信頼感の秘訣はここにあるのか、と思わず納得しました。

今後はメイン業務以外に「お客様との面談の中で、行政書士として役に立てる何かがあればご提供していきたい」とも語る亀井会員。「その中でもう1本、柱となる業務が得られたら良いな」とも語ってくださいました。

最後に登録から10年目を迎える亀井会員に理想の行政書士像についてお聞きしたところ、「いくつになっても現役で、期待に応えられる行政書士でありたい」とのことでした。最近は運動不足が続いていたことからジョギングを始めたそうで、「20分もするとウォーキングになっている」とのことですが、今後益々期待に応えながらエネルギッシュにご活躍される姿が目に見えます。

この度はお忙しい中、貴重なお時間を頂きました亀井会員に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

支部だより

名南
支部

令和2年度 定時総会

会報委員 長峰 均

5月18日(月)開催の名南支部定時総会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、従来の集会方式を書面審議方式と致しました。当日は、正副支部長、会計、会計監査、本会理事の方々に出席頂き、事前に会員から返送されました「書面による議決権行使採決票」の取り纏めと総会議案書の確認を行いました。

【結果】

(回答状況)

1, 会員数(支部長除く)

212名(令和2年3月31日現在)

2, 採決票回答数

176名(内、有効回答数176名)

(審議結果)

第1号議案 令和元年度事業報告承認の件

承認176名 否認0名

第2号議案 令和元年度収支決算報告承認の件

承認176名 否認0名

第3号議案 令和2年度事業計画(案)承認の件

承認176名 否認0名

第4号議案 令和2年度収支予算(案)承認の件

承認176名 否認0名

以上、質問事項もなく全会一致で全議案承認されました。

名古屋
支部

令和2年度 定時総会

会報委員 金丸 洋

日時 令和2年5月23日(土)

午後4時～4時40分

場所 名鉄グランドホテル 11階 柏の間

定時総会では第1号議案から第5号議案まで原案が全て承認され、滞りなく進行了しました。

第3号議案の令和2年度活動方針案について質問が一件ありました。支部のホームページを今年3月31日にリニューアルしたことに関連し、旧ホームページを閉鎖したほうが良いのではないかとという質問でした。

それに対して、前ホームページを担当していた支部会員の急逝により引き継ぎ困難なこと、サーバー管理会社が事実上休眠状態であることなどの理由から旧ホームページの更新作業ができないことが回答されました。また旧サイト、ドメインは当面の間、維持する予定であること、新サイトについても更新やコンテンツの追加を行い内容を充実していく予定であり、支部会員には引き続き意見を求める旨が回答されました。

例年であれば定時総会の後に開催される懇親会も新型コロナウイルス拡大防止のため、中止となりました。来年度の定時総会と懇親会は盛大に行われることを期待しております。

ちょっとひと息「著作権」

Q 顧客会社から委託されて作成した漫画(キャラクター)を当社のホームページにも掲載したいのですが、顧客会社の了解を得ないでできますか。

A 受託の際に明示または黙示で著作権を顧客会社に譲り渡すことにしていなければ、著作権は「当社」にあるでしょうから、著作権の問題は生じません。しかし、顧客会社との契約や商慣習などの点から、顧客会社に無断で行えば問題が生じる可能性はあると考えられます。

出典：文化庁HP「著作権Q&A」より

東名支部

令和2年度 定時総会

東名支部 金林 伸洙

日時 令和2年5月23日(土)

午前10時～

場所 瀬戸市北山町30番地の9

総会員数 137名

表決者数 87名（うち委任状表決20名）

去る5月23日、令和2年度第19期東名支部定時総会が開催されました。

今年の定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、書面により開催致しました。

支部会員の皆様には、事前にホームページからダウンロードしていただいた総会資料をご覧いただき、各議案についての賛否を書面により表決していただきました。

書面による表決の結果、次の事項が承認・可決されました。

第1号議案 令和元年度 収支決算報告

第2号議案 令和2年度 事業計画（案）

第3号議案 令和2年度 収支予算（案）

定時総会決議の結果は、支部会員の皆様へ郵送により送られました。

一宮支部

行政書士法施行70周年記念 支部事業実行委員会始動！

会報委員 奥 智子

日時 令和2年6月29日(月)

午後6時～8時



行政書士法施行70周年を迎えるにあたり、地域へ更なる認知向上と我々行政書士の利用事例を紹介し、親しみのある法務者としての認識を得るため、一宮支部独自として周年記念事業実行委員会を発足し、来る令和3年2月27日(土)を実施日と定め、現在準備を進めております。

催事日当日は、支部域内の一宮市役所や稲沢市役所、日本政策金融公庫一宮支店とも協働して事業を行うことを予定しております。

『人と街をコネクト！思いをつなぐ行政書士フェスタ』をキャッチコピーに掲げ、地域の方々が心豊かな生活を送るために我々行政書士が架け橋となり、その思いが結ばれる一助となる取り組みを行っていただければと考えております。

新型コロナウイルス感染の状況も懸念される中ですが、人と街にとって有意義な催事となるよう、一生懸命準備を整えていきたいと思っております。

ちょっとひと息 「著作権」

Q 出版については許諾を得ていますが、同じ書物をCD-ROM化して出版したいのですが、どうすればよいのでしょうか。

A CD-ROMによる出版が、当初著作権者から了解を得た利用方法や条件の範囲を超えるものであれば、改めて著作権者の了解をとる必要があります。

出典：文化庁HP「著作権Q&A」より

東三支部

令和2年度 第1回企画部会

会報委員 鈴木 愛理沙

日時 令和2年6月23日(火)

午後4時～

場所 ZOOMによるオンライン会議

テーマ 『令和2年度新型コロナウイルス感染禍での支部研修会等の実施について』

出席者 3名

今回の企画部会では、新型コロナウイルス感染禍での支部研修会の在り方を、オンライン会議システムZoomで話し合いました。この開催に先立ち、部員へは事前にZoomの登録が義務付けられ、事前資料として標記議題の他オンライン会議システムツールの候補として、SkypeMeetNowやGoogleハングアウトといったZoom以外の選択肢の概要を記した資料がメールで送られました。

企画部では、本来であれば今年の総会に間に合うように東三支部の歩み（昭和・平成史）（仮称）を発行する予定だったのですが、新型コロナウイルス感染の影響で歴代支部長への聞き取り・資料調査などが難しくなりました。また当初の予想よりもはるかに長引く新型コロナウイルス感染の脅威により、例年多数の会員が参加する企画部主催の親睦バス旅行も三密を避ける新しい生活様式を考えると今までの

形式では開催が不安視されました。

そんな中開催された今回の企画部会で定めた今後の基本方針がこちらです。

1. 支部の歴史発行について
 - ・支部の歴史を本年度中に発行すること。
 - ・支部の歴史の現在の進捗は、印刷会社に人物画像の送付まで行っており、思い出画像の収集段階であること。
 - ・支部の歴史に新人研修会用の資料を合綴するため、過去の資料を確認する必要があること。
2. 親睦バス旅行、新たなレクリエーションについては、新型コロナの現在の状況を鑑みると、秋以降であっても開催は難しいこと（現状中止）。
3. 各種研修会について
 - ・会場で行うことは慎重であるべきこと。
 - ・開催する場合は、オンラインでの開催を検討すべきこと。
4. オンラインでの部会、研修会の実施について
 - ・ZOOMクライアントを使用することを前提に、実際の運用方法を具体的に検討すること。

特に4のオンライン会議システムツールについては、今後の研修会で積極的に利用を推進していくことを前提に、更なる検討を重ねていく次第です。緊急事態宣言が解除（会議開催時点）されたとはいえ、依然として全世界がいまだに新型コロナウイルス感染との戦いで先が見えない今、行政書士として、支部としてどう対処していけばよいのか、まだまだ課題は山積みです。

ちょっとひと息 「著作権」

Q あるミュージシャンと契約してコンサートを開催するのですが、演奏曲は全て当該ミュージシャンのオリジナル楽曲を使います。著作権の問題はないと思うのですがどうですか。

A 一般的に言いますと、アマチュアの場合は問題ありませんが、プロの場合は著作権の管理事業者（ほとんどの場合(社)日本音楽著作権協会）からの許諾と使用料の支払いが必要と考えられます。

アマチュアの場合は、著作権を自己管理している場合がほとんどでしょうから、本人の了解があれば著作権の問題は生じません。しかし、プロの場合は、著作権を直接又は音楽出版社を通じて著作権の管理事業者に委託していることが多く、特に日本音楽著作権協会の場合は、権利の管理は信託の方法によるため、ミュージシャンは著作権者ではあるが、著作権者ではないことになり、自分の曲にもかかわらず、許諾を得なければ演奏できないことになっています。したがって、プロのミュージシャンの世界では、コンサートでオリジナル曲しか演奏しないともし、主催者は同協会と契約し使用料を支払うのが通常です。

出典：文化庁HP「著作権Q&A」より

中央
支部令和2年度第1回運輸
交通業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日 時 令和2年7月16日(木)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 2階会議室

講 師 堀田 英治会員 (中央支部)

テーマ 『一般貨物自動車運送事業の許可手続き』

出席者 14名



中央支部の令和2年度第1回運輸交通業務部会研修会は、中央支部の堀田英治会員を講師にお招きして「一般貨物自動車運送事業の許可手続き」について講義をしていただきました。堀田会員は経験も知識も豊富であり、運送業界全体に精通したエキスパートでいらっしゃいます。

先ず講義の前半は、許可申請要件の中でも最初に注力すべき「場所」の要件について、都市計画法や建築基準法など土地利用分野の部分を交えて具体例を挙げながら詳しくお話しして下さいました。また車庫前面道路についても道路管理者の違いや未認定道路・農道の場合の取扱いなどポイントを整理していただきました。講義の後半は貨物自動車運送事業法の一部改正を踏まえながら実際に使用されている申請添付書類をまとめたレジメに沿って、注意すべきポイントをわかり易く教えていただきました。運送業許可申請は、関係法令にも細心の注意が必要であり、幅広く深い知識が必要であると改めて実感しました。

講義全体を通して堀田会員の行政書士としてのあり方や依頼者に寄り添う熱い気持ちが伝わってきて、業務に対する姿勢の大切さを再認識しました。本研修会では、講義中も自由に質問することができ、多数の質疑応答が交わされ終始活発な雰囲気となり、大変有意義な研修会となりました。

新城
支部

支部役員会

会報委員 佐野 潤

日 時 令和2年7月22日(水)

午後5時30分～6時30分

場 所 新城市勤労青少年ホーム 会議室

出席者 役員8名



令和2年度の定時総会後、実質第1回目の支部役員会が開催されました。

ここ数回、書面決議が続き、支部総会も人数限定で開催したため、役員全員が直接顔を合わせるのは、3月末以来、4か月ぶりのことで、すごく新鮮味を感じました。

飛沫防止の亚克力板を、一番よくしゃべる支部長の前に設置し、机は間隔をとり、また、会場提供者である新城市からは、健康チェックや参加者名簿の記載が求められました。

折しも開催日前後は、愛知県でも感染者がはじめて60人を超えるなど、危機的な時期で、役員会開催も迷うところでしたが、広報月間はじめ年間事業計画を決めるべく重要な時期でしたので、徹底的な感染防止と短時間終了を厳守の前提で断行しました。

鈴木達也支部長からは、冒頭あいさつでコロナや豪雨災害のお見舞いにも触れ、こういう苦難の時期における会務の進め方や行政書士として生き延びる仕事のPR方法などについて、呼びかけもあり、短時間で円滑な議事決定がなされました。

役員の意見交換の中で、Zoom（ズーム）等のリモートでの会議の話題にもなり、若者でないとなかなかハードルも高いなどの苦笑いの場面もありました。この一年、役員一致団結して、少人数の支部ですが、一層の活性化と会員の厳正なる職務執行を誓いました。

会報委員として、取材を通して役員の日ごろの活動を垣間見る、いい機会と経験をいただきました。

事務局だより

■令和2年6月

1日(月)	正副会長 県法務文書課総会御礼、挨拶 正副会長会開催
2日(火)	前田会長 中地協理事会WEB出席
3日(水)	前田会長 日行連常任理事会WEB出席
4日(木)	前田会長 日行連常任理事会WEB出席 本会常設無料相談員書類審査開催
5日(金)	渡邊常務理事 親族調査業務
8日(月)	前田会長 県経済産業局来館対応
9日(火)	本会常設無料相談会電話対応開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 会報7月号校正会議開催 総務打合せ開催
10日(水)	土地利用業務相談会開催
11日(木)	西川相談役 日行連申請取次事務に係る撮影出席 部長会開催 新規登録受付
12日(金)	西川相談役 日行連中央研修所運営会議出席 本会常設無料相談員面接審査開催 新規登録受付
15日(月)	法務部事前打合せ開催
16日(火)	本会常設無料相談員面接審査開催 企画情報部開催 前田会長、市川副会長、森局長 南山大学総務課訪問
17日(水)	西川相談役 日行連申請取次行政書士管理委員会会議出席 定時総会総括開催 市川副会長、岩井常務理事 ANAグランコート下見 市川副会長、岩井常務理事 職員辞令交付
18日(木)	令和2年度日行連定時総会 書面決議 前田会長、西川相談役 日行連常任理事会出席 監察委員会開催 短期職員採用面談開催
19日(金)	令和2年度日行連定時総会 書面決議 西川相談役 日行連申取事務研修再収録出席 法人経営部会開催
22日(月)	支部長会開催 70周年準備委員会開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導 西堀副会長、黒澤常務理事 県警保安課訪問 渡邊常務理事 名古屋経済大学事務局長来館対応
23日(火)	法務部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、吉川理事、後藤職員 自由業団体当番会出席 小柳津副会長、伊藤常務理事 県法務文書、名古屋市広報課訪問
25日(木)	広報部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 田中会員 ライブラリー研修視聴
26日(金)	部長会開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導
28日(日)	藤井相談員 新型コロナウイルス関連外国人緊急相談会出席

■令和2年7月

1日(水)	正副会長会開催 封印管理委員会開催 役員推薦規則打合せ開催
2日(木)	土地利用部会開催
7日(火)	前田会長 日行連常任理事会出席 小椋理事 封印払出書確認作業 ADR手続説明会開催 ADR養成講座事前打合せ開催
8日(水)	前田会長 日行連常任理事会 運輸交通部会開催 国際・私法部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、戸加里理事 会報寄稿候補者訪問
9日(木)	岩井常務理事 日行連知的財産部門会議WEB出席 経理部会開催
10日(金)	岩井・米村・早川常務理事 中地協担当者会議WEB出席 矢澤常務理事 空き家対策担当者会議出席 西堀副会長、黒澤常務理事 県警組織犯罪対策課訪問 会務システム他課題について打合せ開催
13日(月)	新規登録受付 70周年実行委員会開催 不動産に関わる業務手続きについての研修会開催 総務部会開催 西堀副会長、黒澤常務理事 県警保安課訪問 市川副会長、森局長、安藤次長 南山大学総務課訪問
14日(火)	小柳津副会長 日行連国際部門会議WEB出席 新規登録受付 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 県法務文書課指導検査対象者選定開催
15日(水)	前田会長 日行連編集会議出席
16日(木)	部長会開催 理事会開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導 松井会員 職務上請求書DVD視聴
17日(金)	伊藤常務理事、吉川理事、後藤職員 自由業団体引継会出席
20日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 企画情報部開催 柴田常務理事 会費滞納会員裁判傍聴 小椋理事 封印払出書確認作業
21日(火)	特定行政書士法定研修開催 建設環境部会開催 ADR手続説明会開催
22日(水)	ADR運営委員会開催 苦情関係三委員長会開催 苦情対応委員会開催 試験第1回正副サブ責任者会議開催
27日(月)	経審要員必須連絡会開催 法務部会開催
28日(火)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長、西川相談役 日行連理事会出席 会報9月号編集会議開催 申請取次行政書士管理委員会開催 申取委員会による会員面談開催
29日(水)	前田会長、西川相談役 日行連理事会出席 小柳津副会長、田澤常務理事、川津理事、蓬田委員長 名古屋入管審査管理部門訪問 試験正副責任者会議開催
30日(木)	法人経営部会開催 建設環境部業務相談会開催
31日(金)	正副会長会開催 市川副会長、安藤次長 南山大学訪問



会 | 員 | の 動 向

令和2年7月25日現在

個人会員数 3,086人
法人会員数 48法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第20191173号
会員番号 第6290号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 古瀬 剛

事務所 古瀬剛行政書士事務所
北設楽郡設楽町津具字上町裏5
電話番号 090-3253-6417 所属支部 新城



登録番号 第20191177号
会員番号 第6294号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 山塚 陽平

事務所 創経行政書士法人
名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー36階
電話番号 052-581-0080 所属支部 西北



登録番号 第20191174号
会員番号 第6291号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 上杉 日出明

事務所 上杉行政書士事務所
名古屋市西区浅間二丁目4番6号 ヤマコ第一ビル2F
電話番号 所属支部 西北



登録番号 第20191178号
会員番号 第6295号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 所 佳之

事務所 トコロ行政書士事務所
安城市古井町大久後11番地6
電話番号 0566-77-1655 所属支部 碧海



登録番号 第20191175号
会員番号 第6292号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 廣森 陽輔

事務所 廣森陽輔行政書士事務所
名古屋市中区栄三丁目27番7号 シーアイマンション南大津503号室
電話番号 052-228-8581 所属支部 中央



登録番号 第20191179号
会員番号 第6296号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 岡本 篤典

事務所 岡本篤典行政書士事務所
名古屋市緑区滝ノ水5丁目2111番地 ハーヴェスト滝ノ水201号
電話番号 052-898-1595 所属支部 名南



登録番号 第20191176号
会員番号 第6293号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 坂井 公一

事務所 葛葉行政書士事務所
一宮市浅井町大日比野字清郷77番地2
電話番号 所属支部 一宮



登録番号 第20191180号
会員番号 第6297号
入会年月日 令和2年6月15日
氏 名 鈴木 志信

事務所 行政書士事務所オフィスエイム
岡崎市大樹寺三丁目2番地1
電話番号 0564-83-6689 所属支部 岡崎



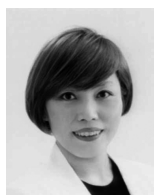
登録番号 第20191181号
会員番号 第6298号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 兒玉 真澄

事務所 行政書士兒玉事務所
西尾市花ノ木町3丁目1番地 2A号室
電話番号 0563-54-8300 所属支部 西尾



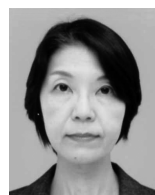
登録番号 第20191186号
会員番号 第6303号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 北澤 聖

事務所 北澤行政書士事務所
名古屋市千種区鹿子殿14番51号(鹿子殿マナーハウス302号)
電話番号 052-761-9430 所属支部 中央



登録番号 第20191182号
会員番号 第6299号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 服部 麻帆

事務所 行政書士オフィスAZ
名古屋市守山区四軒家二丁目419番地(ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデンシティ老番館1001号)
電話番号 所属支部 東名



登録番号 第20191187号
会員番号 第6304号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 田口 真理子

事務所 田口行政書士事務所
名古屋市中区栄二丁目2番1号 広小路伏見中駒ビル5F
電話番号 052-734-3671 所属支部 中央



登録番号 第20191183号
会員番号 第6300号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 八木 春美

事務所 八木行政書士事務所
弥富市寛延一丁目53番地2
電話番号 0567-68-4878 所属支部 海部



登録番号 第20191188号
会員番号 第6305号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 辻野 正子

事務所 北見国際行政書士事務所
名古屋市西区市場木町478番地
電話番号 052-505-6237 所属支部 西北



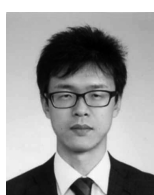
登録番号 第20191184号
会員番号 第6301号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 伊東 章晴

事務所 イトアキ行政書士事務所
名古屋市北区若葉通5丁目17番 ITOH老番館502
電話番号 052-908-1861 所属支部 西北



登録番号 第20191189号
会員番号 第6306号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 山下 修

事務所 行政書士山下修法務事務所
津島市寺野町字五反田43番地
電話番号 0567-31-7566 所属支部 海部



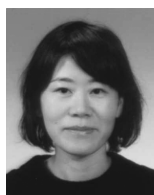
登録番号 第20191185号
会員番号 第6302号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 加藤 拓司

事務所 行政書士法人KIS名古屋事務所
名古屋市中区丸の内2丁目2番7号 丸の内弁護士ビル201号202号
電話番号 052-209-5547 所属支部 中央



登録番号 第20191190号
会員番号 第6307号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 石井 健太郎

事務所 行政書士法人SMASH申請代行
知立市長田一丁目11番地
電話番号 0566-83-3055 所属支部 碧海



登録番号 第20191191号
会員番号 第6308号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 渡邊 有紀子

事務所 南雲和江行政書士事務所
名古屋市中区錦二丁目3番11号 ニシキ21ビル10階
電話番号 052-212-7551 所属支部 中央



登録番号 第20191345号
会員番号 第6314号
入会年月日 令和2年7月1日
氏名 柿白 大介

事務所 クレサス行政書士事務所
岡崎市伝馬通5丁目69番地 山崎工業ビル3階
電話番号 0564-64-3291 所属支部 岡崎



登録番号 第20191192号
会員番号 第6309号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 若山 祐一郎

事務所 行政書士事務所わかやま
名古屋市中区明円町360番地
電話番号 052-718-6490 所属支部 名南



登録番号 第20191346号
会員番号 第6315号
入会年月日 令和2年7月1日
氏名 宮田 政

事務所 行政書士シスフルール
名古屋市中東区平和が丘三丁目23番地の4
電話番号 052-782-4503 所属支部 中央



登録番号 第20191193号
会員番号 第6310号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 文野 聖士

事務所 文野聖士行政書士事務所
岡崎市上里1丁目12番地5 アネックス小林302号室
電話番号 0564-73-0856 所属支部 岡崎



登録番号 第20191347号
会員番号 第6316号
入会年月日 令和2年7月1日
氏名 古谷 昭人

事務所 行政書士古谷良夫事務所
豊川市諏訪2丁目319番地
電話番号 0533-85-1833 所属支部 東三



登録番号 第20191194号
会員番号 第6311号
入会年月日 令和2年6月15日
氏名 小泉 友

事務所 行政書士法人KIS名古屋事務所
名古屋市中区丸の内二丁目2番7号 丸の内弁護士ビル201号202号
電話番号 所属支部 中央



登録番号 第20191348号
会員番号 第6317号
入会年月日 令和2年7月1日
氏名 西飯 朋浩

事務所 行政書士法人アベニール 名古屋中川事務所
名古屋市中川区北江町一丁目7番地 朝日ビル1階
電話番号 052-355-7581 所属支部 名古屋



登録番号 第20191344号
会員番号 第6313号
入会年月日 令和2年7月1日
氏名 山内 真二

事務所 行政書士山内経営法務事務所
名古屋市中港区西川町3丁目16番地
電話番号 052-383-2102 所属支部 名古屋



登録番号 第20191349号
会員番号 第6318号
入会年月日 令和2年7月1日
氏名 石濱 嘉章

事務所 行政書士石濱事務所
東海市加木屋町木之下39番地
電話番号 0562-57-8945 所属支部 知多



登録番号 第20191350号
 会員番号 第6319号
 入会年月日 令和2年7月1日
 氏名 池山 浩

事務所 GFAいけやま行政書士事務所
 北名古屋市鹿田栄61番地
 電話番号 090-1280-1331 所属支部 西北



登録番号 第20191351号
 会員番号 第6320号
 入会年月日 令和2年7月1日
 氏名 山口 勝弘

事務所 行政書士山口事務所
 名古屋市名東区本郷二丁目127番地（アトラスタワー本郷駅前402号）
 電話番号 070-3859-6488 所属支部 中央

退会者のお知らせ

令和2年7月25日現在

支部	氏名	退会日
中央	井上 克行	令和2年5月27日
中央	寺下 真	令和2年5月31日
中央	小玉 恭輔	令和2年5月31日
名南	大橋 裕志	令和2年5月31日
知多	片岡 正吉	令和2年5月31日
西北	山本 孝	令和2年6月19日
東名	山内 彰	令和2年6月22日
新城	古橋 通亘	令和2年6月26日
東三	川崎 雄偉	令和2年6月26日
中央	築城 博	令和2年6月30日
海部	神田 和実	令和2年6月30日
西尾	手島 美和	令和2年6月30日
名南	尾崎 隆	令和2年7月10日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	鬼頭 努	名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階	460-0003		事務所所在地
中央	中田 千津子	名古屋市中区橘一丁目14番43号	460-0016	090-4080-3058	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	早川 忠	名古屋市名東区社が丘三丁目105番地 ローヤル白山101号室	465-0051		事務所所在地
中央	小林 友子 行政書士ひがしさくら事務所	名古屋市東区東桜一丁目10番9号 栄プラザビル4階C号室	461-0005		事務所名称、 事務所所在地
中央	寺尾 信従 行政書士てらお事務所	名古屋市中区丸の内三丁目7番26号 ACAビル5階	460-0002	052-684-4337	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	河崎 一男	名古屋市東区泉一丁目14番3号 HASEGAWAビル5B	461-0001	052-253-6180	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	橋本 直樹			052-753-3088	事務所電話番号
中央	日比 拓也			090-3467-7937	事務所電話番号
中央	近藤 宅	名古屋市名東区貴船一丁目225番地	465-0058		事務所所在地

会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	青木 仁	名古屋市千種区池下1丁目3番5号	464-0067	052-761-1125	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	タスク行政書士事務所				
中央	後藤 隆太	名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階	460-0003		事務所所在地
西北	森谷 晋	名古屋市北区若葉通3丁目18番地5 城南ビル503	462-0854		事務所所在地
西北	脇田 幸雄	名古屋市西区那古野一丁目14番18号 那古野ビル210号	451-0042		事務所所在地
西北	末永 正明	名古屋市北区水草町2丁目33番地	462-0042		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士末永正明事務所				
名古屋	前田 智也	名古屋市港区土古町二丁目5番地	455-0068		事務所所在地
名古屋	森田 英樹	名古屋市港区土古町二丁目5番地	455-0068		事務所所在地
名古屋	久保川 光弘	名古屋市港区明正1丁目227番地 プラザパル2F	455-0806		事務所所在地
名古屋	中根 寿浩	名古屋市中村区太閤一丁目1番8号 シンコービル1階	453-0801	052-526-7021	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所CSコンサルタント				
名古屋	金田 委子	名古屋市中村区太閤通5丁目2番地 ロッククリスタル501号	453-0811	052-526-0291	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士金田事務所				
名古屋	松井 由香	名古屋市中村区椿町17番16号 丸元ビル6F	453-0015	052-451-2628	単位会変更(東京会より)
	名古屋・東京行政書士法人 名古屋本社				
昭和	白瀧 康浩	日進市三本木町福池515番地1 三沢ハイツB213	470-0101	0561-74-7220	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	清水 良枝	名古屋市天白区植田南三丁目910番地 グレースマンション植田1F	468-0053	052-848-9120	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	桂 良輔	名古屋市天白区植田東三丁目313番地の1	468-0006	052-801-6387	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	三好 敦士				事務所名称
	行政書士法人one				
尾張	松田 伸吾	小牧市東新町116番地 イーリス駒来103号	485-0028	0568-48-5823	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	米山 洋司	稲沢市矢合町内廻間1047番地1	492-8342	0587-50-4395	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士米山事務所				
一宮	安田 清隆	一宮市奥町字郷中江東134番地	491-0201	0586-61-0040	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	志喜屋 光	岡崎市羽根西一丁目7番地9 YKビル3F	444-0838	0564-73-3021	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人あいち行政&相続 岡崎営業所				
碧海	村松 昌樹	刈谷市住吉町三丁目8番地 コスモビル住吉104号室	448-0852		事務所所在地
新城	佐々木 一也			0536-76-1192	事務所電話番号
東三	加藤 智	蒲郡市中央本町4番27号	443-0057		事務所所在地
東三	木下 貴雄	豊橋市つつじが丘三丁目33番地1 2階	440-0858		事務所所在地

法人会員の变更案内

法人番号 第0900602号
 会員番号 第H17号
 法人の名称 行政書士法人ティグレ
 主たる事務所の名称 行政書士法人ティグレ
 従たる事務所の名称 行政書士法人ティグレ 名古屋事務所
 事務所所在地 名古屋市中区丸の内一丁目17番29号
 使用人 佐藤 武志
 変更事由 使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第1605901号
 会員番号 第H36号
 法人の名称 かなで行政書士法人
 主たる事務所の名称 かなで行政書士法人
 使用人 金田 委子
 変更事由 使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第1703701号
 会員番号 第H43号
 法人の名称 名古屋・東京行政書士法人
 主たる事務所の名称 名古屋・東京行政書士法人 名古屋本社
 社員 松井 由香
 変更事由 社員の所属する事務所
 所属支部 名古屋

法人番号 第0901701号
 会員番号 第H12号
 法人の名称 行政書士法人愛知
 主たる事務所の名称 行政書士法人愛知
 従たる事務所所在地 名古屋市名東区社が丘三丁目105番地ローヤル白山101号室
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 豊田

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 従たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続 岡崎営業所
 事務所所在地 岡崎市羽根西一丁目7番地9 YKビル3F
 事務所電話番号 0564-73-3021
 社員 志喜屋 光
 使用人 志喜屋 光
 変更事由 従たる事務所設置、社員の加入、使用人の退職
 所属支部 碧海

法人退会(解散)のお知らせ

法人番号 第1904101号
 会員番号 H59号
 退会年月日 令和2年5月28日
 法人の名称 行政書士法人桜坂設計
 主たる事務所名称 行政書士法人桜坂設計
 所属支部 新城

ご逝去会員のお知らせ

岡崎支部 神尾 英雄 会員 令和2年5月20日ご逝去 (享年90歳)
 西北支部 浦野 利雄 会員 令和2年5月29日ご逝去 (享年89歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 前田 望



COSMOS通信 9月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日	時	令和2年6月11日(木)	午後1時30分～4時
場	所	小牧市役所	
相	談	相談員：堀 己喜男会員 加藤 邦彦会員	
会		相談者：2人	

《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

日	時	令和2年6月16日(火)	午後1時～4時
場	所	北名古屋市役所西庁舎	
相	談	成年後見等無料相談会	

日	時	令和2年7月2日(木)	午後1時30分～3時30分
場	所	江南市役所西分庁舎	
相	談	相談員：池山 正彦会員 菅原研修部長	
会		相談者：1人	

日	時	令和2年7月16日(木)	午後1時～3時
場	所	扶桑町老人憩いの家	
相	談	相談員：堀 己喜男会員 有我 昌久会員	
会		相談者：1人	

日	時	令和2年7月22日(水)	午後2時～4時
場	所	春日井市南部ふれあいセンター	
相	談	相談員：青木 茂隆会員	
会		相談者：1人	

セミナー・相談会の開催予定

日	時	令和2年9月14日(月)	午後1時～4時
場	所	岩倉市役所 市民相談室	
相	談	成年後見等無料相談会	

日	時	令和2年9月15日(火)	午後1時～4時
場	所	北名古屋市役所東庁舎	
相	談	成年後見等無料相談会	

日	時	令和2年10月1日(木)	午後1時30分～3時30分
場	所	江南市役所西分庁舎	
相	談	成年後見等無料相談会	

日	時	令和2年10月8日(木)	午後1時30分～4時
場	所	小牧市役所	
相	談	成年後見等無料相談会	

「終活に備えて知っておこう！」～あなたに寄り添う後見人～

〈コスモスあいち主催〉

日	時	令和2年10月11日(日)	午後1時～
場	所	高齢者就業支援センター大会議室（昭和区御器所）	
内	容	落語、寸劇、セミナー、シンポジウム、個別無料相談会	
後	援	愛知県、名古屋市、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会、愛知県行政書士会	

日	時	令和2年10月15日(木)	午後1時30分～4時30分
場	所	総合福祉施設ふれあいセンター3階大会議室（小牧市）	
セ	ミ	成年後見セミナー（公開）	
ナ	ー		
相	談	成年後見等無料相談会	
会			

日	時	令和2年11月18日(水)	午後1時～3時
場	所	犬山市役所2階会議室	
セ	ミ	成年後見セミナー	
ナ	ー		
相	談	成年後見等無料相談会	
会			

日	時	令和2年11月19日(木)	午後1時～4時
場	所	扶桑町老人憩いの家	
セ	ミ	成年後見セミナー	
ナ	ー		
相	談	成年後見等無料相談会	
会			

日	時	令和2年11月25日(水)	午後1時30分～4時30分
場	所	総合福祉センター小ホール（春日井市）	
セ	ミ	成年後見セミナー（公開）	
ナ	ー		
相	談	成年後見等無料相談会	
会			

※尚、日程等は変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あ と が き

今年の夏は新型コロナウイルス感染防止のために例年とは異なった変則的な夏になりました。夏休みの計画もたてることが出来ず、遊ぶことも自粛という状況下で暑さだけは例年通りで、その上残暑も厳しいものと思われます。このような中で皆様に於かれましては余程お体にお気を付けになってお過ごし下さい。そして新型コロナウイルスの束縛から解放されたときには、今までの憂さを晴らし楽しく生活しましょう。いつのことになるかは知れませんが…

広報部長 伊藤 直仁

《今月の表紙》 祖父江のイチョウ黄葉

秋を迎えると、イチョウでまちが黄金色に染まる稲沢市祖父江町。

樹齢100年を超えるイチョウの大木、イチョウのトンネルなどが見どころで、撮影スポットとしても人気です。

毎年11月下旬に開催される「そぶえイチョウ黄葉まつり」では银杏グルメなどを楽しむことができ、多くの観光客が訪れます。今年は残念ながら新型コロナウイルスの感染流行に伴い「そぶえイチョウ黄葉まつり」は開催を控える方向ですが、お時間の許す方は是非仕事の合間に、稲沢市祖父江町へイチョウの大木を見に出かけられてはいかがでしょうか。

今はまだたくさんの緑の葉が心地よい木陰をつくり、秋の風にさやさやとそよいでいる状態ですが、ちょうどこれから晩秋にかけて、刻々と季節の移り変わりを私達に見せてくれます。

(稲沢市商工観光課許諾済)

会報302号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	小柳津えみ
	部 長	伊藤 直仁
	次 長	水野 悠
	部 員	戸加里邦子
	部 員	山本 篤
	委 員	吉川 明宏
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	奥 智子
	本号担当委員	
	(表紙)	奥 智子
	(会員訪問記)	梅村 晃士

会報302号 令和2年9月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068 (代)
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所 日大印刷株式会社

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 令和2年 **10月3日(土)**

時間 午前10時から午後4時まで

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※当日は電話相談のみ受け付けます。面接相談を希望の方は、その旨お伝えください。
(常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が
60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の
負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に 関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、
環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けて
いただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出して
いただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分